

○山梨県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度運用要領

〔 令和 5 年 3 月 2 4 日 〕
〔 例規甲（サ対）第 8 8 号 〕

（概要）

この要領は、山梨県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度の運用について必要な事項を定め、適正かつ円滑に運用することにより、警察職員のサイバー犯罪への対処能力の向上等を図ることを目的とする。